

## 【復興アーモンド苗木オーナー規約】

この規約は一般社団法人十八成ビーチ海見える丘協議会(以下、十八成協議会)と、復興アーモンド苗木オーナー申込者によって締結し、申込者がオーナー料金を十八成協議会(事務管理委託団体：NPO 法人被災者応援愛知ボランティアセンター、以下、愛知ボラセン)に収め、植樹が完了した時点で有効となります。なお、規約はオーナーにあらかじめ通知することなく、いつでも十八成協議会が変更することができるものとします。変更が生じた場合は、十八成協議会の WEB ページでお知らせします。

- ①オーナーは復興アーモンドの育成管理、植樹後の諸問題等は十八成協議会に一任します。
- ②アーモンドの果実は十八成協議会の財産とさせていただきます。果実によって得た収益は復興アーモンド苑の管理費をはじめとする十八成協議会の管理運営費などに充てさせていただきます。
- ③オーナー契約は樹木のみで、土地の権利は含まれません。
- ④いかなる場合においても、オーナー料金の返還はしません。
- ⑤オーナー制度に対してご理解をいただけない場合、また、十八成協議会に対して著しい損害を与えたオーナーに対しては、オーナー契約を解除させていただきます。
- ⑥植樹後1年以内に、管理者による一般的常識範囲内で苗木が枯れた場合、代替苗木を提供します。
- ⑦将来、県道整備等の工事、土地オーナーの意向で、樹木の移植を強いられた場合は、別の場所に移植します。  
その場合に掛かる費用は十八成協議会が負担します。移植場所がない場合は、十八成協議会に解約も含め一任してください。ただしオーナーによる引き取りも可能です。その場合の費用はオーナー負担となります。
- ⑧オーナーは、申し込み時の連絡先等の情報で変更が生じた場合は、速やかに事務管理委託団体の愛知ボラセンにご連絡ください。
- ⑨オーナー権利の譲渡の場合は、新規オーナーが更新オーナー料金 2,000 円をお納めください。